

# いせさき こども食堂連絡会 会則

## (名称)

第1条 名称は、いせさき こども食堂連絡会（以下、「本会」という。）という。

## (目的)

第2条 本会は伊勢崎市において、こどもの健全育成に寄与すること及び食を通じた地域支援体制の充実を図るとともに、こども食堂運営団体における連携を強化し、こども食堂の質の向上や情報の共有、課題の解決を目指すための連絡会とする。

## (事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) こども食堂運営団体等の交流、情報交換及び支援内容に関する協議
- (2) こども食堂に関する広報、啓発、イベント
- (3) こども食堂の担い手の育成及び研修
- (4) こども食堂に関する調査研究
- (5) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

## (構成員)

第4条 正会員は、本会の目的に賛同し、伊勢崎市内において、こども食堂を運営する個人及び団体とする。

2 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、本会を賛助する個人及び団体とする。但し、賛助会員は本会の総会における議決権を有さない。

## (入会資格)

第5条 次のいずれかに該当する者は会員となることができない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等の反社会的勢力
- (2) 営利を目的として支援を行っている個人・団体
- (3) 利用者または参加者が不利益を被るような物品の販売、勧誘活動等を行っている個人・団体
- (4) 利用者または参加者の思想・信条に反するような宗教的または政治活動を行っている個人・団体
- (5) 第2条に規定される目的に適さないと役員会が判断した個人・団体
- (6) 本会の秩序や円滑な運営を妨げる恐れがあると役員会が判断した個人・団体

## (入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書（様式第1号）により申込み、役員会の承認を受けるものとする。

2 入会申込書に記載されている情報に変更が生じた場合には、登録情報変更届（様式第2号）を速やかに提出するものとする。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届（様式第3号）を会長に提出するものとする。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、本会の経費に充てるため、次に定める会費を納入するものとする。

(1) 正会員 年 1,000 円

(2) 賛助会員 1 口年 2,000 円

2 一度納入された会費は返金しないこととする。

(役員)

第9条 本会の運営にあたり次の役員を置く。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 2 人

(3) 会計 1 人

(4) 書記 2 人

(5) 監事 1 人

2 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 (1) ～ (5) の役員は役員会を構成する。

(役員の選任等)

第10条 役員の選出は、構成員の互選によるものとする。

2 役員に欠員が生じた場合には、総会の議決により補欠役員を選任することができる。ただし、選任された補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の執行機関は役員会、議決機関は総会とする。

2 役員会及び総会は会長が招集し、会議の議長となる。

3 役員会及び総会は、構成員（賛助会員除く）の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数により議事を有する。

4 やむを得ない事由のため、役員会または総会に出席できない場合には、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、または書面をもって議決に加わることができる。

5 役員会及び総会には、関係者の参画を求め、意見を聴取することができる。

6 総会は年1回開催するものとし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(役員会及び総会)

第12条 役員会及び総会は、次の事項を審議決定する。

2 役員会

- (1) 事業計画の立案・実施及び予算の執行に関する事項
- (2) 総会に附議する事項
- (3) 会員の入退会に関する事
- (4) 緊急の運営上の決定
- (5) その他、総会の決議を要しない業務

### 3 総会

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 規程等の制定・改廃に関する事項
- (4) 役員の選任・解任
- (5) 会長が附議した事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

#### (秘密保持義務)

第13条 第4条の規定による、本会正会員及び賛助会員は、本会の運営に関して知り得た会員情報、会議内容、事業計画その他の内部情報を、会の承認なしに第三者に開示してはならない。

2 第1項の義務は、正会員・賛助会員のいずれも、会員資格喪失後も引き続き適用される。

#### (会計)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 寄付金の取扱いについては協議のうえ決定するものとする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (会則の変更)

第15条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

#### (事務局)

第16条 本会の事務局は伊勢崎市社会福祉協議会（上泉町151）に置く。

#### (その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は会長または役員会が別に定めるものとする。

#### 附 則

この会則は、令和8年7月7日から施行する。